

議 第 99 号

令和 5 年 5 月 16 日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大 西 一 史

記

条 例 第 25 号

令和 5 年 3 月 31 日

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「のガソリン軽自動車」を「の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、

「第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア(イ)中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア(ウ) a 中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「附則第３０条第８項」を「附則第３０条第４項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア(イ)中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア(ウ) a 中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第１６条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の附則第１６条の規定は、令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和４年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提出理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）の施行に伴い、熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）について地方自治法第１７９条第１項の規定により一部改正を行ったので、同条第３項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。